

個人向け復興国債のご購入に際してのご注意

ご購入の際には、「個人向け国債の契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

※個人向け復興国債は、個人向け国債の愛称です。

- ・個人向け復興国債は、預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- ・個人向け復興国債は、預金保険の対象ではありません。また、京葉銀行でご購入いただいた個人向け復興国債は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・個人向け復興国債をご購入される際には、購入対価（経過利子を含む）のみをお支払いいただきます。
- ・個人向け復興国債のうち、「変動10年」及び「固定3年」は発行から1年間、「固定5年」は発行から2年間、原則として中途換金はできません。（平成24年4月以降は「固定5年」も発行から1年間に変更となります。）なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け復興国債を中途換金する際、下記（※）により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれますので、換金時の受取金額は投資額を下回ることがあります。

個人向け復興国債 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8

（平成25年1月以降 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）

個人向け復興国債 固定5年：4回分の各利子（税引前）相当額×0.8

（平成24年4月以降 2回分の各利子（税引前）相当額×0.8）

（平成25年1月以降 2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）

個人向け復興国債 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.8

（平成25年1月以降 2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）

※発行日から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。くわしくは、お取引店にお問い合わせください。

- ・個人向け復興国債の口座管理手数料はかかりません。
- ・利払日が銀行休業日の場合、翌営業日が利払日となります。
- ・中途換金のお申し込みは、利払日・償還日を起算日として11営業日前から5営業日前までの期間はできません。
- ・中途換金の代金は、申込日を起算日として4営業日目に指定口座にご入金します。
- ・個人向け復興国債のお取引は、クーリング・オフの対象になりません。